

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 本人口座等の開設等をされる金融機関の営業所等の長が、当該本人口座等の開設等をする者の法人番号の確認を要しない者の範囲を定めることとする。(第3条関係)
- 2 国外送金等をする者の告知制度等について、次の見直しを行うこととする。(第4条、第11条の2関係)
 - (1) 法人番号の告知を要しない者について金融機関の営業所等の長が備え付けるべき帳簿の記載事項等を定めるとともに、その帳簿に法人番号が記載されている者が告知書の提出をする際に提示すべき書類の細目を定める。
 - (2) 国外送金等をする法人が告知書の提出をする際、その提出を受ける金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称及び住所につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から送信を受けた登記情報に記録された当該法人の名称及び住所と同じであることの確認をした場合には、当該法人は、当該金融機関の営業所等の長に、法人確認書類の提示をしたものとみなす。
- 3 国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類の提示又は提出を求められた場合の過少申告加算税又は無申告加算税の特例について、その書類の範囲を定めることとする。(第13条の2関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1項関係)